

佐賀県物流2024年問題対策支援補助金

物流2024問題に対して物流効率化、人材確保などにより
問題対策に取り組む事業者を支援します。



補助対象となる事業者

佐賀県内に本社・本店を有する中小・小規模事業者等で、以下に該当する者。

対象	定義
貨物自動車運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けている者 貨物軽自動車運送事業の届出を行っている者
倉庫業者	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫業の登録を受けている者
荷主	<ul style="list-style-type: none"> 運送事業者により佐賀県内から貨物を発送する者 運送事業者により輸送された貨物を佐賀県内において受け取る者

※詳細は交付要綱ご確認ください。

補助対象となる取組

補助対象事業	取組例
物流の効率化 (効率化・生産性向上)	<ul style="list-style-type: none"> 輸送の効率化のための取組 生産の効率化を図る取組 省エネルギー化の推進に関する取組 人材確保に関する取組

補助対象経費の例

システム構築費、機械装置費、備品購入費、車両購入費、消耗品購入費、工事請負費、建物解体費、委託費、借損料、雑役務費、通信運搬費、専門家謝金、研修受講料

補助率・補助額

補助率：補助対象経費の3分の2以内（※）

補助額：上限200万円

※事業場内最低賃金を、令和5年1月1日～補助事業完了後の実績報告時までに3%以上引き上げた又は引き上げる事業者は4分の3以内

●事業所場内最低賃金…当該事業場における雇入れ後3か月を経過した労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額

申請方法など

①申請に必要な書類は、佐賀県トラック協会のHPよりダウンロードしてください。

(<http://www.satokyo.jp/main/23.html>)

詳細はこちら



②詳細は「交付要綱」「申請の手引き」を上記HPで確認の上、申請してください。

③提出書類を作成のうえ、郵送で提出してください。

④申請後、事務局にて書類の確認を行い交付決定についてお知らせします。

【提出期間】

第一次募集

令和6年6月12日（水）～7月19日（金） ※当日必着

第二次募集

令和6年7月22日（月）～9月6日（金） ※当日必着

※先着順で受付・交付決定を行います。

※募集期間内であっても、補助金の交付決定額の総額が予算上限に達した場合には受付終了となります。

※第一次募集において補助金の交付決定額の総額が予算上限に達した場合には、第二次募集は実施しません。

お問い合わせ先及び申請書提出先

■佐賀県トラック協会

物流2024年問題対策支援補助金 担当 宛て

〒849-0921 佐賀県佐賀市高木瀬西三丁目1番20号

☎0952-20-0757

（平日9時から12時、13時から16時30分まで）